

1. 人員基準の経過措置の終了等について (H29. 12. 12 集団指導 一部追記)

(1) 放課後等デイサービス (多機能型含む) 人員基準の経過措置について

放課後等デイサービスの人員配置 (平成 29 年 2 月 9 日付官報に掲載)

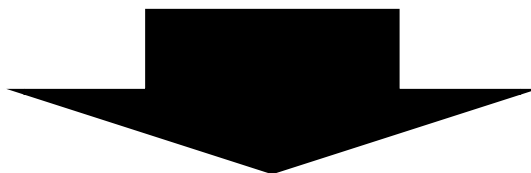
基準上必要な人員を「指導員又は保育士」から「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者\*」に見直し、そのうち、1名以上は常勤者とし、児童指導員又は保育士を半数以上配置することとする。(障害福祉サービス経験者が半数を超えると人員欠如)

\* 高校卒業以上で障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに2年以上従事した者

施行時期について

平成 29 年 4 月 1 日

ただし、平成 29 年 3 月 31 日において現に存する障害児通所支援事業所又は障害児入所施設等については、平成 30 年 3 月 31 日まで経過措置あり。(平成 29 年 4 月 1 日指定以降の事業所については、新制度が適用されている。)



平成 30 年 4 月 1 日以降は、平成 28 年度までに指定を受けた放課後等デイサービス事業所 (多機能型含む) においても新基準を満たす必要あり。満たせない場合は人員欠如となる。

(サービス提供時間 (従業者の休憩時間含む) を通じて、「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」を配置。そのうち、1名以上は常勤者。また、児童指導員又は保育士を半数以上配置。なお、児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者以外の者は**指定上の人員**として算定できない。(加算については算定可能な場合有)) 【基準省令第 66 条第 1,4,5 項 参照】

## (2) 児童発達支援管理責任者の経過措置について（児童発達支援、放課後等デイサービス）

以下アの取扱については平成 30 年度末をもって全て終了するため、新基準に適合する実務経験を有し、必要な研修を修了した児童発達支援管理責任者を配置すること。

配置できない場合は平成 30 年 4 月 1 日以降人員欠如となる。（イについて、29 年度内に開始の日から 1 年経過する場合はその時点から人員欠如。）

12 月 12 日集団指導においてお示しした以下イの取扱については、その期間が以下のとおり延長される予定です。（新規開設から 1 年間は研修未受講者でも可。見え消し部分参照：予定）

児童発達支援管理責任者の資格要件については、厚生労働省告示をウェルネットなごやにも掲載しておりますのでご確認ください。

## ア 高齢者施設等での実務経験しか有しない者等の経過措置

（新基準では除くとされている期間を除くと実務経験が不足する者）

平成 29 年 3 月 31 日に現に存する障害児通所支援事業所又は障害児入所施設等については、同日において現に児童発達支援管理責任者として置かれている者であって、この告示による改正前の障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものの第一号に規定する実務経験者に該当している者を、平成 30 年 3 月 31 日までの間は児童発達支援管理責任者として置くことができる。【H29.3.27 厚労省告示第 83 号改正文】

## イ 研修未受講者に対する経過措置

（事業所開設時に児発管研修を修了していない者）

障害児通所支援事業所又は障害児入所施設若しくは指定発達支援医療機関（以下「障害児入所施設等」という。）において提供される障害児通所支援又は障害児入所支援の管理を行う者として配置されるものであって、実務経験者であるものについては、当該障害児通所支援事業所において行う事業の開始の日又は障害児入所施設等の開設の日から起算して 1 年間（当該事業の開始の日又は当該障害児入所施設等の開設の日が平成 27 年 4 月 1 日前の場合にあっては平成 28 年 3 月 31 日までの間、平成 29 年 4 月 1 日以降場合にあっては平成 30 年 3 月 31 日までの間）は、前号の要件を満たしているものとみなす。【H24.3.31 厚労省告示第 230 号 第 1 項第三号】

前号の要件 → 児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修修了

- ※1 サービス管理責任者及び児童発達支援研修は例年 5 月頃から受講者募集の受付を開始しております。29 年度も、5 月頃を目途にウェルネットなごやにも受講案内を掲載します。
- ※2 相談支援従事者初任者研修講義部分も忘れず受講する必要があります。

※3 例年、定員の都合上受講できないケースが発生しております。他の都道府県で受講できる場合もありますので、他自治体のウェブサイト等でご確認ください。また、受講辞退や無断欠席がありますので、受講者の推薦にあたっては慎重にお願いいたします。

### (3) やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合の研修未受講者の取扱について

平成28年3月17日付27子子福第437号子ども福祉課長通知「児童発達支援管理責任者の研修未受講事業所の取り扱いについて」において、平成30年3月31日までの取扱として、あらかじめ産休等が見込まれるものについて、受講枠の都合により受講できず児童発達支援管理責任者が欠けた場合に、発生から1年間実務経験者を研修修了者としてみなすこととしていましたが、この取扱を産休の場合に限って、当面の間延長することとします。

(資料3別添1 通知案 参照)

## 2. 管理者と指導員等を兼務する際の常勤の取扱の変更について (H29. 12. 12 集団指導 再掲)

従来本市において、管理者と(児童)指導員を兼務しており合算した時間数が常勤の勤務時間要件を満たす場合について、常勤(児童)指導員1名として認めてきたが、事業所の支援の質の確保を確保する観点から、今後このような場合は、(児童)指導員としての時間についてのみ(児童)指導員として取扱うこととする。[従って常勤(児童)指導員としてみなせなくなります。]

この取り扱いは、平成30年4月1日より実施します。

常勤(児童)指導員が管理者と兼務の者のみとなっている事業所については、平成30年4月1日以降、常勤者不在として人員欠如となるため本年度中に常勤の児童指導員等を確保し、人員体制を整えてください。

## 3. 定員の遵守及び指導員加配加算の適正な算定について (H29. 12. 12 集団指導 再掲)

(1) 定員を超えての利用者の受け入れは指導の対象となる。現在は返還の対象とはしていないが、本市における事業所数等については、社会資源の状況から定員を超えて受け入れる必要は無い状況であるため、定員を超えての受け入れは行わないこと。このような場合は定員の増を行い対応すること。

(2) 指導員加配加算については、基準を上回る児童指導員等を1人以上配置した場合に算定可能な加算であり、1か月の児童指導員等の配置を常勤換算して算定しているところであるが、これは当然に定員内の受入を前提としている。

過去において10人を超えて受け入れた場合は、5人に対して1人の児童指導員等の追加配置が基準省令上の配置（11人受け入れた場合は児童指導員等をサービス提供時間を通じて計3人配置）となるが、指導員加配加算を算定している場合は、該当日についてさらに1人（1日単位での常勤換算）以上の児童指導員等を配置した場合（前述の場合は児童指導員等計4人配置）に限り、加算を算定できるものである。

指導員加配加算を算定する各事業所において定員を超過して利用者を受け入れた際の児童指導員等の配置について、例えば定員10人で11人受け入れ3人の児童指導員等の配置の場合で加配加算を算定したような場合については、指導及び返還の対象となる。

加算要件を満たす職員配置ができない場合は、その日について指導員加配加算を算定しないこと。

各事業所においては過去の請求について確認の上、誤って加配加算を算定していた場合は過誤調整を行うこと。

#### 4. 児童発達支援事業・放課後等デイサービスの質の評価及び改善について

ア 平成29年4月1日の基準省令の改正により放課後等デイサービスについて、平成30年4月1日の基準省令の改正により児童発達支援について、「体制の整備状況・従業者の勤務体制及び質の向上のための取組状況、業務改善の実施状況等についての評価及び改善状況」を年に1回以上インターネットの利用その他の方法で公表しなければならないこととされた。

【基準省令第26条第4、5項、70条の2第3、4項】

イ 平成31年4月1日より自己評価結果等未公表減算（所定単位の15%を減算）が算定されることとなった。



各指定児童発達支援・放課後等デイサービス事業者においては、評価及び改善を実施し、平成30年度中にその内容を公表されたい。

#### 5. 主として重症心身障害児を通わせる事業所の従業者について

平成30年1月18日の基準省令（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚労省令第15号））の一部改正により、重心事業所において機能訓練を行わない時間帯については機能訓練担当職員を置かないことができる取扱いとなったが、引き続き本市においては、週に1回以上機能訓練担当職員を配置する取扱いとする。

資料3 別添2 通知案参照

## 6. 居宅訪問型児童発達支援について

- ・ 重症心身障害等の重度の障害により外出が著しく困難な場合や感染症にかかりやすく重篤化する恐れのある場合など、障害児本人の状態を理由として外出ができない場合など、障害児本人の状態を理由として外出ができない場合をサービスの対象者とした訪問型の児童発達支援事業が基準省令上位置付けられた。(基準省令第 71 条 7)

詳細な指定の手続きについては、現在国からの通知等が発出されていないため未定となっているが、詳細が決まり次第ウェルネットなごやにてご案内いたします。

主な人員基準 : 児童発達支援管理責任者 1 名以上

訪問支援員 必要数

(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、保育士、児童指導員、心理担当職員として、資格取得後 3 年以上障害児への直接支援に従事した者)

## 7. 防犯・防災対策について

### 1 防犯対策について (国資料 2/2 冊 P198 参照)

平成 28 年 7 月の相模原市における障害者支援施設での殺傷事件の発生を受け、事業所におかれては、地域と一体となった開かれた施設と安全確保との両立を図るため、各種点検項目を整理した「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について (通知)」を確認し、施設等における防犯に係る安全確保のための必要な取組の推進をお願いします。

### 2 防災対策について

#### (1) 防火対策

本年 1 月 13 日、北海道札幌市の高齢者等が入居する施設において火災が発生し、11 名の入所者が死亡するという大変痛ましい事故が発生したことに伴い、障害児通所支援施設等においても、防火体制の確保及び万一火災が発生した場合の消火、避難、通報体制の確保等防火安全対策について万全を期すようお願いします。

#### (2) 水害対策

平成 29 年 6 月 19 日に施行された水防法の改正により、洪水等の際に浸水想定区域内に所在する事業所等については、避難確保計画の作成が義務義務付けられました。該当区域に所在する事業所には個別にご案内をしておりますが、区役所又は消防署を通じて本市防災危機管理局へ提出下さい。

また、浸水想定区域内に所在する事業所等については、名古屋市の地域防災計画に掲載されますので、ご承知おき下さい。

(3) 土砂災害対策

障害者支援施設等の土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する『主として防災上の配慮を要する者が利用する施設』に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 27 年 8 月 20 日付け 3 省連名通知）による対策の推進をお願いします。

また、水害対策と同様に、土砂災害警戒区域に所在の事業所等については、避難確保計画の作成が義務義務付けられるとともに、地域防災計画に掲載されますので、ご承知おき下さい。